

# 健保適用除外制度の手続きの流れ

事実発生日※から14日以内に年金事務所への手続き(以下の⑤)を行うことが必要です。手続きは通常「事業主」が行います。

※事実発生日は法人設立日や個人事業所の従業員が5人以上になった日、法人事業所に就職した日などです。

あなた(組合員)の事業所の事業主

年金事務所

建設連合国保組合

- ① 事業主や組合員は対象となる組合員が所属する支部へ事前に相談をして説明を受けてください
- ② 事業主や組合員は、支部から「健保適用除外承認申請証明依頼書」をもらってください
- ③ 事業主や組合員は「健保適用除外承認申請証明依頼書」を支部に提出してください
- ④ 本部から事業主宛てに建設連合国保の証明印が押された「健保適用除外承認申請書」が送付されます
- ⑤ 事業主は建設連合国保の証明印が押された④の「健保適用除外承認申請書」を年金事務所に提出してください。下記のアとイを合わせてご確認ください
- ⑥ 年金事務所から対象となる組合員の事業主宛てに「健保適用除外承認証」が送付されます(2~3週間程度かかる見込)
- ⑦ 事業主や組合員は「健保適用除外承認証のコピー」を支部に提出してください。また、健保適用除外により組合員が国保組合に継続加入される場合は「変更届」を、新規加入される場合は「加入申込書」を同時に支部に提出してください
- ⑧ 新規加入者の場合は、支部から組合員宛てに「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が送付されます

## 上記以外に必要な手続き

ア 個人事業所が法人化した場合や個人事業所の従業員が5人以上になった場合、もしくは、それらの事業所を設立した場合、事業主は事実発生から5日以内に年金事務所に「(健康保険・厚生年金)新規適用届」を提出する必要があります。提出の際には、後日、「健保適用除外承認申請」を行う旨を必ず申し添えてください。

イ 「厚生年金被保険者資格取得届」も事実発生から5日以内に年金事務所に提出する必要があります。事前に年金事務所に連絡し、後日、「健保適用除外承認申請」を行う旨を必ず申し添えてください。

※ご不明点は、申請を行う年金事務所に相談してください。

# 法人化したい！従業員数が5人以上になりそう！ そのような時は、事前に所属の支部にご相談ください

個人事業所が法人事業所(株式会社など)になったときにそこで働いている人や、個人事業所の従業員が5人以上となったときの従業員は、医療保険は健康保険、年金は厚生年金に加入しなければなりません。

しかし、現に国保組合に加入している方は、国が認める**健保適用除外制度**の手続きを行うことにより、医療保険は建設連合国保をやめることなく継続して加入することができます。(年金は厚生年金となります)

## 以下のような場合では建設連合国保に継続して加入することができます

**個人事業所を法人化した場合**

個人事業所 → 法人事業所

〇〇工務店 → 〇〇株式会社

今度、法人化するつもりなんですけど、国保組合ではダメなのかな？

法人事業所で働く人は全員健康保険に加入するはずだけど…。

法人化したら全員建設連合国保をやめないといけないの？

やめる必要はありません！

国が認めた**健保適用除外制度**の手続きをすれば、建設連合国保に継続加入することができます。

**個人事業所の従業員が5人以上になった場合**

事業主 従業員4人 → 事業主 従業員5人

今度採用すると従業員が5人になるな…従業員には厚生年金をかけることになるよね。医療保険はどうなるのかな？

従業員は国保ではなく健康保険になるはずだが…

個人事業所の従業員が5人以上になると、従業員は建設連合国保をやめないといけないの？

やめる必要はありません！

従業員は国が認めた**健保適用除外制度**の手続きをすれば、建設連合国保に継続加入できます。なお、個人事業所の事業主はもともと健康保険の適用は受けませんので、建設連合国保のままです。

※令和7年2月1日より前に法人設立などの事実発生があった場合には、その時点で建設連合国保の加入資格がなくなるため、脱退していただくこととなります。

建設連合国民健康保険組合

# 健保適用除外制度の対象者 A～Eのような事実が発生した場合に制度の対象者となります。

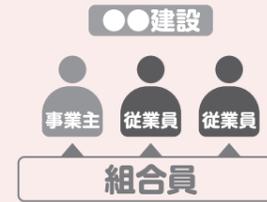
手続きの詳細は「[健保適用除外制度の手続きの流れ](#)」をご確認ください。

A

## 個人事業所が法人化した

働いている個人事業所が法人化したときに、その法人事業所で働いている代表者や従業員  
【現に建設連合国保の組合員資格がある方】

個人事業所から法人事業所へ



手続き、承認後

法人事業所 (株式会社、合同会社など)



B

## 個人事業所の従業員が5人以上になった

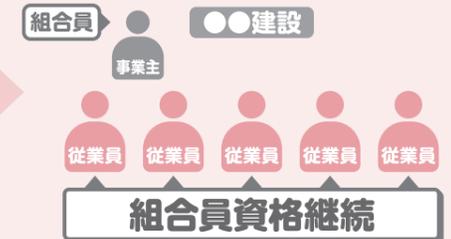
働いている個人事業所の従業員が増えて、5人以上になったときに、その個人事業所で働いている従業員 (事業主は国民健康保険が適用されるため健保適用除外制度は対象外)  
【現に建設連合国保の組合員資格がある方】

個人事業所 従業員4人以下⇒5人以上



手続き、承認後

個人事業所 従業員5人以上



C

## 法人事業所を設立した又は従業員5人以上の個人事業所を設立した

・例えば、一人親方が仕事仲間を何人か誘って、新たに設立した法人事業所の代表者や従業員  
・例えば、一人親方が仕事仲間を5人以上誘って、新たに設立した個人事業所の従業員 (事業主は国民健康保険が適用されるため健保適用除外制度は対象外)  
【現に建設連合国保の組合員資格がある方】

例えば  
一人親方等が集まって…



手続き、承認後

法人事業所を設立  
株式会社 建設



または ……

従業員5人以上の  
個人事業所を設立  
組合員 A 建設 工務店  
事業主



D

## 健保適用除外の承認を受けた建設連合国保の組合員が働いている上記の事業所で、新たに従業員を雇った (新入社員)

・健保適用除外承認された建設連合国保の組合員が働いている事業所 (上記A～Cの事業所) に、新たに雇われた方  
【入社時は建設連合国保の組合員ではないが、健保適用除外により事実発生日 (例: 就職日) に遡って資格を取得される方】

株式会社 建設



新入社員※



※入社時に建設連合国保の組合員ではない新入社員は年金事務所で健保適用除外承認を得ることによって、就職した日 (事実発生日) に遡って建設連合国保に加入することができます。

E

## 健康保険の適用された事業所に就職した

上記A～Dの方が勤務する事業所を含めたすべての健康保険適用事業所に就職した方  
【現に建設連合国保の組合員資格がある方】

株式会社 建設



従業員



※1つの例としてEの該当者は左のような健康保険適用事業所であっても、健保適用除外制度の対象となりますが、他の従業員全員が健康保険に加入している状況が想定されますので、まずは事業主とよく話し合ってください。